

労審発第 1354 号
令和 3 年 11 月 30 日

厚生労働大臣

後藤 茂之 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 3 年 11 月 30 日付け厚生労働省発雇均 1130 第 2 号をもって労働政策審議
会に諮問のあった「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について
は、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年11月30日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会
分科会長 奥宮 京子

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年11月30日付け厚生労働省発雇均1130第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。